

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6(2024)年 6月 3日

栃木県知事
福田 富一 様

提出者

住 所 栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1900番地
氏 名 栃木県鬼怒水道事務所
所 長 金子 博保
電話番号 028-675-1331

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	栃木県鬼怒水道事務所
事業場の所在地	栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1900番地
計画期間	令和6(2024)年4月1日～令和7(2025)年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	水道業・上水道業[3611]・工業用水道業[3621]
②事業の規模	鬼怒水道用水供給事業供給水量: 11,190,380 m ³ /年 鬼怒川左岸台地地区工業用水道事業供給水量: 5,590,650 m ³ /年
③従業員数	11人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙2のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	浄水汚泥	
	排出量	9,171 t	t
	（これまでに実施した取組） 浄水場から発生する汚泥は、供給水量に比例して発生する訳ではなく、原水（表流水）の濁質（性状）や降雨量、上流域の土地利用、河川の整備状況等によりその濃度、質、発生量が大きく変動する。従って、これらの影響が大である。特に、台風時には濁度が急上昇し、台風の多い年は、汚泥量が増大する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	浄水汚泥	
	排出量	9,000 t	t
	（今後実施する予定の取組） 上記のように、浄水汚泥量は原水の濁質に大きく依存する。原水濁質は降雨量、上流域の土地利用や河川の整備状況によって変化し、季節によって汚泥量は変動する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 当浄水場から発生する産業廃棄物は、上水道及び工業用水道の浄水工程から発生する汚泥（浄水汚泥 分類番号0226）のみであるため、分別の必要はない。		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 今後も廃棄物は汚泥のみであるため、分別を行う予定はない。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ ー 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ー	ー
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	ー t	ー t
	(これまでに実施した取組) ー		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ー	ー
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	ー t	ー t
	(今後実施する予定の取組) ー		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	浄水汚泥	ー
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	ー t	ー t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	8,275 t	ー t
	(これまでに実施した取組) 浄水処理によって発生した汚泥を、天日によって乾燥させ、汚泥量を削減する。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	浄水汚泥	ー
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	ー t	ー t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	8,121 t	ー t
	(今後実施する予定の取組) 天日により浄水汚泥を乾燥し、汚泥量の削減に努める。		

(第4面)

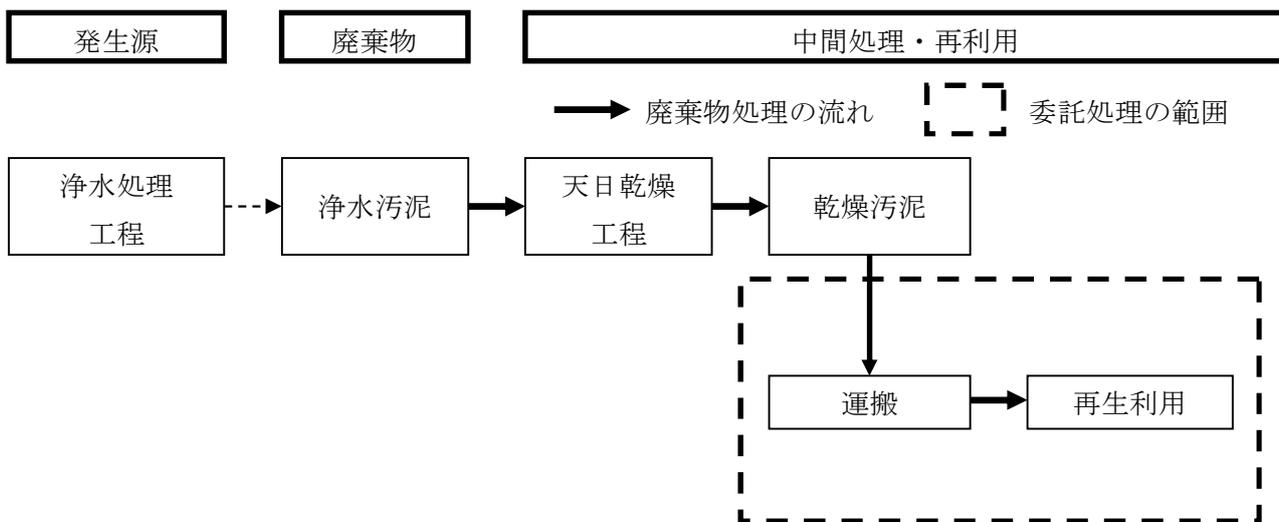
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ ー 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ー	ー
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	ー t	ー t
	(これまでに実施した取組) ー		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ー	ー
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	ー t	ー t
	(今後実施する予定の取組) ー		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	乾燥汚泥	
	全処理委託量	896 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	ー t	t
	再生利用業者への処理委託量	896 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	ー t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	ー t	t
	(これまでに実施した取組) 放射性物質を含む産業廃棄物の受け入れ先を調査し、処理委託を行った。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	乾燥汚泥	
	全処理委託量	879 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	t
	再生利用業者への 処理委託量	879 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) 新たな処分先の調査を行う。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙 1)



廃棄物処理フロー図 (現状)

(別紙 2)

＜産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項＞

管理体制図

統括責任者		所属：鬼怒水道事務所	職名：所長
廃棄物担当		組織名：施設課 組織人数：4人	職名：施設課長
役割	環境管理委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長－所長 ・委員－所長補佐及び各課長 ・事務局－施設課	
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物管理規程の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認	
	廃棄物管理担当課長	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○職員に対する教育・啓発 ○その他関係する事項	
廃棄物管理組織 			